

さくら ONE サービス約款

第1条（約款の適用）

1. このさくら ONE サービス約款（以下、「本約款」といいます。）は、さくらインターネット株式会社（以下、「当社」といいます。）が提供する基本サービスであるさくら ONE サービス及びそのオプションサービス（以下、総称して「本サービス」といいます。）に適用されるサービス別約款です。
2. 本サービスの利用者（以下、「利用者」といいます。）は、当社の定める基本約款及び本約款を遵守しなければなりません。基本約款は、本約款とともに本サービスに適用されます。

第2条（本サービスの内容）

1. 本サービスは、複数台の電気通信設備等を並列処理により同時利用可能とする、マネージド型の HPC クラスタを提供するサービスであり、次の各号のサービスによって構成されます。
 - (1) 計算ノード及びインターコネクトネットワーク
計算資源と、それを接続し高速に通信するネットワークです。計算資源の機材の種別及びノード数を選択して、1日単位で利用できます。
 - (2) ユーザーアカウント
ログインノードに接続するためのアカウントです。1アカウントごとに2TBのストレージが付帯します。原則として最大20アカウントまで、1アカウント単位かつ1日単位で利用できます。ただし、計算ノード及びインターコネクトネットワーク及び追加ストレージオプションの利用には、ユーザーアカウントが少なくとも1アカウント必要であるため、利用者は、計算ノード及びインターコネクトネットワーク又は追加ストレージオプションの利用開始日のうちいずれか早い日から、利用終了日のいずれか遅い日まで、少なくとも1アカウントは利用しなければならないものとします。
 - (3) 追加ストレージオプション
利用者が利用する全てのユーザーアカウントで共有されるストレージです。1日単位で利用できます。
 - (4) 技術支援オプション
スケジューラシステム設定等の支援を行います。実施内容の詳細は個別に協議のうえで決定するものとします。

第3条（利用者の資格）

1. 本サービスは、法人又は事業として若しくは事業のために（以下、「事業用途」といいます。）契約の当事者となる場合における個人のみが利用できるものとし、これに該当しない者が利用することはできません。当社と利用者は、本サービスの申込みをもって、当該申込みが法人によるもの又は事業用途であるものと相互にみなすものとします。
2. 基本約款における利用契約の締結の規定に加え、利用者に関して、次の各号に該当する

と当社が判断した場合には、当社は、申込みを拒絶できるものとし、当社は、申込みを拒絶した場合、速やかに申込者へ通知するものとし、申込みを拒絶した理由について開示する義務を負わないものとし、

- (1) 経済産業省が定める外国ユーザーリスト、米国商務省産業安全保障局が定める **Denied Persons List** 若しくは **Entity List** その他これらに相当するリストに掲載されている場合、禁輸国若しくは貿易制裁国の企業、国民若しくは居住者である場合、その他の当社による申込者への本サービスの提供が「外国為替及び外国貿易法」及び米国輸出管理規則を含む輸出入に関する適用法令への違反に該当し若しくは該当するおそれのある場合

第4条（利用契約の成立）

1. 本サービスの利用にかかる個別の契約（以下、「利用契約」といいます。）は、利用者が、事前に当社と協議した上で、記名押印又は相当する電磁的措置を施した別紙の注文書又は当社が指定する方法により、次の各号に定める事項その他の必要事項を当社に提出することにより申し込み、当社が当該申込みの承諾を通知したときに成立します。

- (1) 利用を希望する機材の種別、ノード数、利用開始日及び利用終了日
- (2) 利用を希望するユーザーアカウントの数、利用開始日及び利用終了日
- (3) 利用を希望する追加ストレージオプションの容量、利用開始日及び利用終了日
- (4) 技術支援オプションの利用を希望する場合は、その旨

なお、技術支援オプションの利用には、別途の申込みが必要です。利用者が技術支援オプションの利用を希望する場合、利用者と当社は希望する支援の内容について協議を行ったうえで、当社は見積及び技術支援オプション用注文書を提供するものとし、利用者は、当該注文書を提出することにより技術支援オプションの利用の申込みを行うものとし、

2. 当社による審査の結果、利用者に対し本サービスの提供を認めず、又は、在庫の不足により、当社が申込みに承諾しない若しくは利用開始日及び利用終了日の調整を申し出る場合があることに、利用者は予め同意するものとし、
3. 基本約款及び本約款並びに注文書に矛盾又は抵触する規定がある場合、注文書の規定が優先して適用されるものとし、

第5条（契約期間及び解約）

1. 利用契約の契約期間は、利用契約においてサービスごとに定めるものとし、
2. 利用者は、基本約款における当社の責任の規定に基づいて利用契約を解除する場合を除き、契約期間中に利用契約を解除又は解約することはできません。
3. 利用者は、原則として契約期間を延長することはできません。ただし、当社が承諾した場合に限り、利用者が利用中の本サービスの構成と同一の構成で、当社が指定する期間（以下、「延長期間」といいます。）、利用契約を延長することができるものとし、
4. 基本約款におけるアカウント、データ等の管理の規定に従い、契約期間の終了後、実行

中のジョブは停止され、ユーザーアカウント及びストレージ内の利用者データは削除されることを、利用者はあらかじめ承諾するものとします。

第6条（最低利用期間）

1. 基本約款の最低利用期間の定めに関わらず、本サービスに最低利用期間はありますが、申込可能な最低契約期間を次のとおりとします。

(1) 計算ノード及びインターコネクトネットワーク

30日

(2) ユーザーアカウント

1日

(3) 追加ストレージオプション

1日

第7条（支払方法及び支払期限）

1. 利用者は、契約期間中の利用料金の総額を、利用契約に定める支払方法で、利用開始日の前日までに一括で支払うものとします。

2. 第5条第3項に従って契約期間を延長する場合、利用者は、延長期間の利用料金の総額を、当社が指定する支払い方法で、延長期間の開始日の前日までに一括で支払うものとします。

3. 支払期限までに利用料金の支払いが確認できない場合、本サービスは提供されません。また、延長期間の利用料金その他契約期間途中で支払期限が設定された利用料金がある場合に、支払期限までに当該利用料金の支払いが確認できない場合、当該利用料金に対応する本サービスは提供されないほか、支払済みの料金に対応する期間の末日をもって、利用契約は終了するものとします。

4. 利用者が、契約期間内に本サービスの利用を中断又は中止した場合であっても、利用料金は返金されません。

第8条（利用者データ等の維持、管理等）

1. 利用者は、電気通信設備等の故障その他の理由により、利用者が本サービスに格納又は保存した情報及びデータが消失することがあり得ることをあらかじめ承諾するものとします。

2. 利用者は、本サービスを利用して受信し、又は送信する情報及びデータについては、電気通信設備等の故障その他理由による消失に備え、自己の責任と費用負担においてバックアップの取得その他の必要な措置をとるものとします。当社は、電気通信設備等に格納された情報及びデータの復旧を行わないものとします。

3. 前二項のほか、利用者は、情報及びデータの維持及び管理等に関し、基本約款におけるアカウント及びデータ等の管理の規定並びに非保証及び免責の規定をあらかじめ確認の上、理解し同意するものとします。

第9条（禁止事項）

1. 基本約款における禁止事項の規定に加え、利用者は、次の各号に該当する行為又はそのおそれのある行為を行ってはなりません。
 - (1) 当社の事前の承諾なく本サービスを第三者に利用させる行為
 - (2) 経済産業省が定める外国ユーザーリスト又は米国商務省産業安全保障局が定める **Denied Persons List** 若しくは **Entity List**、その他これらに相当するリストに掲載されている第三者又は禁輸国若しくは貿易制裁国の企業、国民若しくは居住者に本サービスを使用させる行為、その他の「外国為替及び外国貿易法」及び米国輸出管理規則を含む輸出入に関する法令に違反する態様で本サービスを利用する行為
 - (3) 偽情報、誤情報又は偏向情報を蔓延させるなど、他者を欺罔し、混乱させ、又はその心理を操作する目的又は態様で本サービスを利用する行為
 - (4) 犯罪を助長し又は容易にさせる目的又は態様で本サービスを利用する行為
 - (5) 人種、民族、宗教、国籍、出身、性別、性自認、性的指向、年齢、障がいの有無又は疾病等による差別及びハラスメントその他の他者の人権を侵害する目的又は態様で本サービスを利用する行為
 - (6) 大量破壊兵器又は通常兵器等の開発、製造、使用その他の軍事目的（日本の防衛目的に関するものを除きます。）で本サービスを利用する行為
 - (7) ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を開発する目的で本サービスを利用する行為
 - (8) 本サービスの提供又は利用に用いる電気通信設備等に不正にアクセスする行為
 - (9) 本サービスの提供又は利用に用いる当社又は第三者の設備等（電気通信設備等を含みますがこれに限りません。）の利用又は運営に支障を与える行為
 - (10) 複数の利用者間で共有される電気通信設備等を恒常的に占有し、他の利用者の本サービスの利用又は当社の本サービスの運営に支障を与える行為

第10条（第三者による本サービスの利用）

1. 基本約款における第三者による本サービスの利用の規定にかかわらず、利用者は、当社の事前の承諾なく本サービスをエンドユーザーに利用させること（有償か無償かを問いませんが、これに限りません。）はできません。
2. 利用者は、当社の事前承諾を得て本サービスをエンドユーザーに使用させる場合、エンドユーザーに対して当社が定める基本約款及び本約款を遵守させる義務を負うものとします。この場合、当社はエンドユーザーに対して利用契約上一切の義務又は責任を負いません。
3. 本サービスにおいてエンドユーザーが行った一切の行為（不作為を含みます。）は、利用者の関与の有無を問わず、利用者が行った行為とみなされ、利用者は、エンドユーザーの行為につき、当社及び第三者に対して民事上の全ての責任及び義務（エンドユーザーが

当社及び第三者に対して負うものを含みます。)を負うことに同意します。

第11条 (サポート)

1. 当社及び利用者は、本サービスのサポートのために、株式会社セールスフォース・ジャパンが提供する「Slack」を利用するものとします。
2. 当社は、利用者のユーザーアカウントの数と同数の Slack アカウント (以下、「本 Slack アカウント」といいます。) を利用者へ提供するものとします。本 Slack アカウントを利用する者は、本サービスのユーザーアカウントの利用者に限られ、これに該当しない者が本 Slack アカウントを利用することはできません。利用者は、本 Slack アカウントを善良な管理者の注意を持って利用するものとし、ID 及びパスワード等につき、自己の責任において適切に管理をするものとします。利用者は、本 Slack アカウントの削除又は追加を希望する場合は、当社に申し出るものとします。
3. 本 Slack アカウントは、当社と利用者のみが参加するプライベートチャンネル (以下、「本プライベートチャンネル」といいます。) のみ利用権限が設定されます。利用者は、本プライベートチャンネル内で本サービスのサポートに関する連絡を行う目的でのみ本 Slack アカウントを利用でき、不正アクセス、誹謗中傷、迷惑行為、個人的な連絡のその他のサポート目的以外の利用、その他当社が不適切と判断する行為を行ってはなりません。
4. 利用者は、本 Slack アカウントの利用にあたり、株式会社セールスフォース・ジャパン又はその関係会社が定める、Slack の利用に係る規約及びガイドライン等を遵守しなければなりません。
5. 本 Slack アカウントは、本サービスの一環として提供されるものであり、利用者は、本 Slack アカウントの利用にあたり、当社が定める基本約款及び本約款の禁止事項その他の条件が適用されることを確認します。利用者が、本 Slack アカウントの利用にあたり基本約款及び本約款のいずれかの条項に違反した場合、当社は利用者に提供している本 Slack アカウントの全てを停止することができるものとします。
6. 当社は、Slack の運営、変更、障害又は終了等に関し、いかなる保証も行わず、一切の責任を負わないものとし、Slack が利用できない場合には、メールにてサポートを行うものとします。

第12条 (秘密保持)

1. 当社及び利用者は、本サービスのサポートにおいて、一方当事者 (以下「開示者」といいます。) から他方当事者 (以下「受領者」といいます。) に開示される情報及び「個人情報の保護に関する法律」第2条で定義される個人情報を秘密情報として取り扱うものとします。ただし、個人情報以外の秘密情報であって、以下の各号のいずれか一つに該当することを受領者が証明できる情報についてはこの限りではありません。
 - (1) 開示を受けたときに既に公知であったもの
 - (2) 開示を受けたときに既に受領者が保有していたもの

- (3) 開示を受けた後に受領者の責に帰し得ない事由により公知となったもの
 - (4) 開示を受けた後に第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に取得したもの
 - (5) 開示の前後を問わず受領者が独自に開発したもの
2. 受領者は、秘密情報を秘密として保持し、事前に開示者の書面による承諾を得ることなく、第三者に開示し又は漏洩してはならないものとします。また、受領者は、開示者の承諾を得て秘密情報を第三者に開示する場合であっても、当該第三者に本約款と同等の秘密保持義務を遵守させなければならず、当該第三者による秘密情報の取り扱いについて一切の責任を負うものとします。
 3. 前項にかかわらず、受領者は、秘密情報を、本サービスに関するサポートのために必要な範囲に限り、役員及び従業員、並びに、弁護士、税理士及び会計士等の職務上守秘義務を負う者に対して開示することができるものとします。
 4. 第2項にかかわらず、受領者は、法令又は裁判所、監督官庁、金融商品取引所その他受領者を規制する権限を有する公的機関の裁判、規則若しくは命令に従い必要な範囲において秘密情報を公表し、又は開示することができるものとします。ただし、法令に違反しない限りで、開示者に対して事前に通知を行うものとし、緊急やむを得ない場合には事後遅滞なく報告を行うものとします。
 5. 受領者は、秘密情報を本サービスに関するサポートのために必要な範囲に限り使用、複製、改変、翻訳等するものとし、事前に開示者の承諾を得ることなく他のいかなる目的のためにも使用、複製、改変、翻訳等してはなりません。
 6. 受領者は、本サービスに関与する自己の従業員に対し、本約款に規定されている秘密保持義務の存在を知らしめ、適切な社内規則、社内教育等を行って同義務の遵守を徹底させるものとします。退職した従業員に対しても、退職後の一定の合理的期間において秘密保持義務の遵守を徹底させるものとします。
 7. 受領者は、秘密情報を取り扱うにあたり、秘密情報に対する不正アクセス又は秘密情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩等を防止するため、合理的なセキュリティ対策を講じるものとします。
 8. 受領者は、秘密情報に対する不正アクセス若しくは秘密情報の漏洩、紛失、破壊、改竄等の事件又は事故が発生した場合、又は発生した可能性が高いと客観的に判断される状況が生じた場合は、速やかに開示者に報告すると共に、当該事故による損害を最小限にとどめるために必要な措置を、受領者の責任及び費用負担において講じるものとします。
 9. 受領者は、開示者からの請求があったとき、又は利用契約が終了したときは、開示者の指示に従い、自らの費用負担により、秘密情報を消去、廃棄又は返還するものとします。

附則

第1条（適用開始）

この約款は、2026年4月1日に制定され、同日より適用されます。